これは、社会福祉協議会全国共通のシンボルマークです。手をとりあって、明るい幸せな社会を建設する姿を表現しています。

ふくし かつうら

ふれあいネットワーク

編集・発行
（年１回）

社会福祉法人
勝浦市社会福祉協議会(保健福祉センター内)
〒299-5226
千葉県勝浦市串浜1191番地の1
☎(0470)73－6101　FAX(0470)73－6102



保健福祉センターにおいて

勝浦市老人クラブ連合会表彰式に伴う
勝浦警察署職員による防犯・交通安全教室

平成２３年度の活動状況報告

平成23年度一般会計歳入歳出決算

単位　円

歳入		歳出	
会費収入	6,896,300	人件費	21,148,667
寄付金収入	63,711	事務費	2,524,033
経常経費補助金収入	17,452,000	事業費	12,816,354
受託金収入	6,118,990	貸付事業等支出	240,000
事業収入	0	助成金支出	1,835,000
貸付事業等収入	163,000	負担金支出	149,100
共同募金配分金収入	5,940,874	経理区分間繰入金支出	0
財産収入	400		
雑収入	142,795		
受取利息配当金収入	126,383		
歳入合計	36,904,453	歳出合計	38,713,154
経常活動収支差額	△1,808,701		

財務活動収支

単位　円

歳入		歳出	
積立預金取崩収入	2,502,990	その他の支出(退職積立)	235,200
歳入合計	2,502,990	歳出合計	235,200
財務活動収支差額	2,267,790		
当期資金収支差額	459,089		

平成24年度　事　業　計　画

事　業　名	内　容
1. 会　議　等　の　開　催	1．理事会、監査会、評議員会 2．生活福祉資金、老障資金貸付等審査会 3．合同相談運営委員会
2. 地域福祉推進ネットワーク事業	1．ボランティア連絡協議会との連携・支援 2．広報啓発活動の推進 3．県主催の会議及び研修 4．各地区社会福祉協議会・ボランティアグループ及び連絡協議会へ活動費助成 5．ボランティア活動保険の加入
3. ボランティアセンター事業	1．ボランティアセンター運営委員会 2．情報誌【ぼらんてぃあ】の発行 3．ボランティア講座(入門・災害・サロン)３講座開催 4．おもちゃ図書館【夢ぽけっと】の開設 5．ゆうゆう広場開催 6．高齢者疑似体験セット等貸出
4. 福祉振興基金活動事業	1．ボランティア活動費助成（各グループ・連絡協議会）
5. 低所得者援護対策	1．生活福祉資金（総合支援資金・教育支援資金等） 勝浦市福祉資金貸付金庫の貸付 2．法外援護 3．歳末たすけあい配分金の支給
6. 児童・父子・母子福祉対策	1．赤い羽根子供の遊び場の補修 2．特別支援学校児童に対し図書券を配布 3．母子福祉会に活動費助成 4．父子家庭児童に就学祝金支給
7. 高齢者福祉対策	1．独居老人安否確認事業（お元気コール）の実施 2．老人居室増改築資金貸付事業の実施 3．市老人クラブ連合会への活動支援及び活動費助成 4．ねたきり老人の慰問及び見舞品支給（介護用品） 5．敬老慰問金の支給（８０歳以上の低所得独居老人） 6．敬老文通活動の実施（小学生による葉書発送） 7．日常生活自立支援事業に協力 8．救急医療情報キット配布事業
8. 心身障害者(児)福祉対策	1．重度障害者居室増改築改造資金貸付事業の実施 2．在宅ねたきり身体障害者（児）の慰問及び見舞品支給 3．身体障害者福祉会への活動費助成
9. 合　同　相　談 （高齢者等相談支援事業）	1．年間３３回、保健福祉センター・市役所・上野集会所・総野集会所　・興津公民館、受付時間：午後１時～午後３時まで開設 2．相談員の研修
10. 趣旨普及事業	1．年１回「ふくしかつうら」を発行
11. 受　託　事　業	1．勝浦市保健福祉センター管理運営 2．勝浦市福祉カーの管理運営 3．生活支援訪問介護業務の実施（ホームヘルパー）
12. そ　の　他	1．地区区長会、遺族会、地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会等に活動費助成 2．千葉県社会福祉大会に参加 3．共同募金に協力

《ちょっと聞いてみよう》



こんなときは、どうすればいいの

生活の中での困り事や、悩み事等一人では解決できない…。

そんなときは、社会福祉協議会へご相談ください。

必要なサービスをご紹介し、問題解決のお手伝いをします。

勝浦市社会福祉協議会
☎７３-６１０１

借金・離婚・ご近所トラブル等…

Q ●離婚を考えているが、慰謝料とかはもらえるの？
●身に覚えのない、借金の督促がきたがどうすればいいの？

A ●合同相談所があります。また、法的なトラブルであれば、弁護士相談等をご紹介することもあります。



家事援助等…

Q ●高齢者世帯で、掃除や洗濯、また、普段の買物などができないのですが…

A ●生活支援訪問介護事業があります。
日常の生活に支障がある高齢者家庭にヘルパーを派遣し、日常生活の援助を行ないます。
※ヘルパー派遣には、条件があり、利用料金も発生いたします。



高齢者・障害者など…

Q ●妻の介護をしているが、介護用品を購入するのが大変なんだが…

A ●市内に居住し、住民登録されている６５歳以上の在宅ねたきりの方へ、介護用品の支給を行なっております。
※市福祉課より発行の「ねたきり老人の認定」を受けた方に限ります。

ボランティア

Q ●なにかボランティアがしたいが、できるボランティアがあるんだろうか？
●どんな、ボランティアグループがあるの？

A ●ボランティアセンターがあり、多数のボランティアグループや個人ボランティアが登録されています。ボランティアをしたい方、またボランティアを必要としている方の橋渡しをしています。



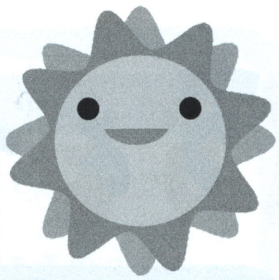
子育て世代

Q ●子ども（小学校低学年まで）を遊ばせる場所がないかしら？

A ●おもちゃ図書館があります。海の子も山の子もみんな仲良くたくさんのおもちゃで遊ぶことができます。また、ママさん達との交流の場にもなっています。



福祉の貸付制度



生活福祉資金　資金種類一覧

	資金種類	貸付対象 低所得所帯	障害者世帯	高齢者世帯
福祉資金	結婚、出産、葬祭	○	○	○
	小規模住宅改修、住居設備費	○	○	○
	転宅費	○	○	○
	障害者等福祉用具購入費	×	○	○
	障害者自動車購入費	×	○	×
	住宅改修費	○	○	○
	療養費	○	△	○
	介護等費	○	○	○
	災害援護費	○	△	△
	生業費	○	○	×
	技能習得費	○	○	×
	支度費	○	○	×
教育支援資金	教育支援費	○	△	×
	就学支度費			

生活福祉資金とは？

生活福祉資金とは、比較的所得が少ない世帯(以下「低所得世帯」といいます)・障害者世帯・高齢者世帯に対して、資金の貸付と民生委員及び社会福祉協議会とが必要な相談支援を行なうことによって、その世帯の経済的な自立と生活の安定を図ることを目的とする貸付制度です。

実施主体は社会福祉法人千葉県社会福祉協議会です。債権者として貸付の可否の決定や債権管理等を行ないます。貸付のご相談は、勝浦市社会福祉協議会へお問い合わせください。

貸付金の原資は国と千葉県が拠出します。

制度の特長・基本事項とは？

■民生委員が相談支援をおこないます

世帯の生活の安定を図ることを目的に、お住まいの地域を担当する民生委員がご相談からお申込み、ご返済(完済時)に至るまで、様々な過程で継続して相談支援を行なっていきます。

■他制度が優先です

この資金は他制度の利用が困難な場合に貸付をおこないます。他の制度が利用できる場合はそちらが優先となりますので、お申込みの際に他制度の利用の可否について確認させていただきます。

■所得基準を設けています

この資金では対象世帯(低所得世帯・高齢者世帯)ごとに所得基準を設けています。このため世帯としての所得が多い場合は貸付対象にならないことがあります。なお、障害者世帯に限り所得制限を設けていません。

■貸付に当って審査をおこないます

貸付金の利用目的だけでなく、借受人、連帯借受人及び連帯保証人の返済能力(今後の収入支出の見通し、負債状況等)も含めて審査を行ないます。審査の結果、貸付に至らない場合(不承認)もあります。また、連帯保証人等を追加設定することを貸付条件とする場合等もあります。

〈注意点〉

①この資金は貸付制度であり、借受けた資金は契約に基づいて返済していただく義務があります。給付制度ではないことをご理解の上お申し込みください。

②貸付が決定になる前に契約・着工・購入・転居等を済ませている場合、いずれも貸付対象外となります。支払済の経費、滞納になっている経費も対象外です。

上記「貸付対象」のうち「△」がついている資金については、「障害者世帯」もしくは「高齢者世帯」としては直接該当にはならないものの、当該世帯が低所得世帯の基準に該当していれば「低所得世帯」として貸付対象になります。



ご利用ください

貸付制度を利用できる世帯とは？

対象世帯	内　容	所得基準
低所得世帯	資金の貸付と必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金の融通を他から受けることが困難な比較的所得の少ない世帯	世帯の所得が市町村民税非課税程度もしくは生活保護基準の概ね1.7倍以下
障害者世帯	身体障害者、知的障害者、精神障害者の属する世帯（障害者手帳の交付を受けた者又は障害者自立支援法のサービスを利用している等これと同程度と認められる者）	制限なし
高齢者世帯	日常生活上療養または介護を要する６５歳以上の高齢者の属する世帯 ※療養または介護を要しない高齢者は該当しません	世帯の所得が生活保護基準の概ね３.0倍以下

※生活保護世帯も一部資金の対象となりますが、福祉事務所との事前相談が必要です。
※所得基準は世帯人数等によって異なります。

借受人、連帯借受人、連帯保証人について

◇借受人(借入申込者)について…

概ね６５歳未満の方とし、原則として世帯主を借受人とします。ただし、技能取得と教育支援資金については実際に技能を習得する又は就学する本人を借受人とします(借受人が未成年者の場合は親権者の同意が必要です)。

なお、当該世帯が高齢者のみで構成されている場には６５歳以上であっても借受人になることを認めていますが、返済を考慮して原則連帯借受人もしくは連帯保証人を設定していただきます。

借受人は貸付金を使用するとともに、主たる債務者として返済する義務を負います。このため貸付後の返済開始時から完了予定時まで返済能力を有している、あるいは有する見込みがあることが必要です。

◇連帯借受人について…

技能習得費、支度費及び教育支援資金については就学する本人が借受人になる他、当該世帯の生計中心者が連帯借受人に加わる必要があります。

また、技能習得費及び支度費を除く福祉資金においても借受人の返済能力が低いと見込まれる場合(収入が少ない、負債が多い、高齢の場合など)には連帯借受人が必要となります。

連帯借受人とは、借受人と連帯して債務を負担する「連帯債務者」のことです。返済義務は借受人と同等です。借受人と連帯借受人が２人共同で資金を借り入れるイメージです。返済能力を有していることが必要です。

◇連帯保証人について…

【福祉資金の場合(技能習得、支度費を除く)】

原則として連帯保証人が１名必要です。連帯保証人は原則として千葉県内に居住する６５歳未満の方とし、返済完了時点まで保証能力(返済能力)を有している必要があります。県内居住者が設定できない場合には県外の方も認めます。

ただし、借受人もしくは連帯借受人に返済能力がある場合には連帯保証人が立てられない場合でも申請することができます。この場合、貸付利子が年1.5%かかります。連帯保証人が立てられる場合は無利子です。

連帯保証人とは、借受人・連帯借受人からの返済が滞った際に、借受人・連帯借受人の資産や返済能力の有無に関わらず債権者からの請求に応じて返済しなければならない法的義務を負います。「保証人」とは異なり催告及び検索の抗弁権がありません。

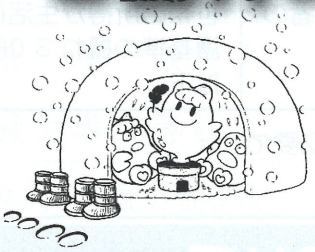
ご寄付ありがとうございました

皆様から寄せられた貴重な善意を大切に役立てます。

（平成２４年４月～平成２５年１月）（敬称略）

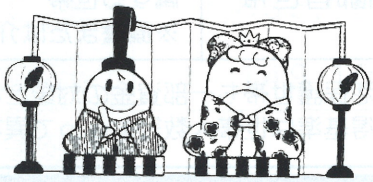
★匿名…… １,０００円
★勝浦市役所職員組合…… ８,６３２円

赤い羽根共同募金にご協力ありがとうございました。



勝浦市の募金額

3,358,185円



「赤い羽根募金」は、「共同募金」の愛称です。意識調査では、「共同募金」と「赤い羽根募金」が同じ募金であることを知っていた人は、１０人のうち８人。別々の募金だと思っていた人は１０人のうち２人もいました。

共同募金のシンボル＝「赤い羽根」

赤い羽根を使うようになったのは、第２回目の運動からです。１９４８年頃、アメリカでも水鳥の羽根を赤く染めて使っていました。それにヒントを得て、日本では、不要になった鶏の羽根を使うようになりました。赤い羽根は、運動が始まった頃は、寄付をした事を表す印として使われました。共同募金のシンボルとして幅広く使われています。

法律からみた「共同募金」

共同募金は「社会福祉法」という法律をよりどころとして進められています。社会福祉事業に必要な資金を集めるため、共同募金運動は全国協調して展開されています。

勝浦市で集まった募金は、千葉県共同募金会で集計された後、各地域の社会福祉協議会、福祉施設、福祉団体等に配分され福祉のために役立てられます。

勝浦市社会福祉協議会に配分される募金は特別支援学校図書カードの配布や子供の遊び場の補修、また、ボランティアグループ・福祉団体助成金等に活用させていただきます。

社協会費ご協力ありがとうございました

市民の皆様からお寄せいただいた会費は、平成25年１月31日現在で５,６３３,２００円です。

各区長様をはじめ区役員の皆様には、会費募集について多大なるご協力をいただき誠にありがとうございます。また、ご協力いただきました市民の皆様にも厚くお礼申し上げます。

この財源は、各種福祉事業（相談事業・地区社協活動の支援・ボランティア活動推進等）地域福祉サービスの充実のために活用させていただきます。

